

(設置)

第1条 加東市東条地域小中一貫校（以下「小中一貫校」という。）の開校にあたり、地域、保護者及び学校関係者並びに教育委員会が連携して、子どもたちのためのより良い教育環境を創出し、地域の実態に即した小中一貫校となるよう協議するため、加東市東条地域小中一貫校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 小中一貫校の施設整備に関すること。
- (2) 小中一貫校の学校運営に関すること。
- (3) 小中一貫校の学校教育内容に関すること。
- (4) 統合3校における学校間交流活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 平成27年度の東条地域推進協議会委員
- (2) 地域団体の代表
- (3) 学校の評議員の代表
- (4) 保育園の保護者会、小学校及び中学校のPTAの代表
- (5) 小学校及び中学校の代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

2 前項に掲げるもののほか、オブザーバーとして、学識経験者を招聘することができる。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、小中一貫校の開校の日までとする。ただし、任期の途中の交代も可とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の委員の代理出席は、認めないものとする。
- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(専門委員会)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に諮り、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、委員会の委員で構成し、その代表は、委員長が指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じて委員会の委員以外の者を専門委員会の委員とすることができる。
- 4 専門委員会は、第2条各号に掲げる事項について協議する。
- 5 専門委員会の代表は、前項の協議の結果を委員会に報告する。
- 6 専門委員会の会議は、代表が招集し、代表がその議長となる。
- 7 専門委員会の代表は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 8 専門委員会の委員の代理出席は、認めないものとする。

(部会)

第8条 専門委員会の代表は、必要に応じて専門委員会に諮り、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会、専門委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局こども未来部小中一貫教育推進室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年5月6日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、小中一貫校の開校の日その効力を失う。

附 則 (平成30年3月29日制定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。